

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

325 狭山市道幹第21号線	狭山市大字中新田268番地先から 狭山市大字中新田1103番地先まで
326 一般国道463号	さいたま市中央区上峰一丁目8番1地先から さいたま市浦和区常盤九丁目175番2地先まで
327 県道さいたま草加線	川口市大字里489番1地先から 川口市坂下町4丁目1番5地先まで
328 県道蕨鳩ヶ谷線	川口市青木6丁目26番12地先から 川口市大字里486番3地先まで
329 川口市道幹線第26号線	川口市上青木5丁目13番1地先から 川口市上青木5丁目4番11地先まで
330 さいたま市道第1号線	さいたま市大宮区桜木町四丁目410番1地先から さいたま市中央区上落合四丁目1150番3地先まで
331 一般国道17号	上尾市大字小敷谷字儘上730番13地先から 桶川市大字川田谷字稲荷2886番3地先まで

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。